

子ども家庭センターの職員の配置（平成30年4月1日現在）

資料4

中央子ども家庭センター 127名	所長 次長兼総務企画課長 総務企画課でカウント 次長兼相談対応課長 相談対応課でカウント 診療長、医師 育成支援課でカウント 7（行政4・児童福祉司3） 21（児童福祉司17・児童心理司3・保健師1） 12（児童福祉司10・児童心理司2） 24（児童福祉司16・医師2・児童心理司6） 保護課（一時保護所） 第一課 33（行政1・児童指導員26・児童心理司1・保育士3・看護師1・栄養士1） 第二課 29（行政1・児童指導員24・児童心理司1・保育士1・看護師1・栄養士1）
---------------------	---

池田子ども家庭センター 33名	所長 次長兼虐待対応課長 相談対応課でカウント 5（行政4・児童福祉司1） 14（児童福祉司12 児童心理司2） 11（児童福祉司8 児童心理司3） 2（社会福祉主事2）
--------------------	--

吹田子ども家庭センター 37名	所長 次長兼虐待対応課長 虐待対応課でカウント 4（行政3・児童福祉司1） 19（児童福祉司16・児童心理司3） 13（児童福祉司9・児童心理司4）
--------------------	--

東大阪子ども家庭センター 45名	所長 次長兼相談対応課長 相談対応課でカウント 4（行政3・児童福祉司1） 23（児童福祉司18・児童心理司4・保健師1） 17（児童福祉司12・児童心理司5）
---------------------	--

富田林子ども家庭センター 38名	所長 次長兼相談対応課長 相談対応課でカウント 6（行政4・児童福祉司1・技能員1） 15（児童福祉司12・児童心理司3） 12（児童福祉司9・児童心理司3） 4（社会福祉主事4）
---------------------	---

岸和田子ども家庭センター 62名	所長 次長兼相談対応課長 相談対応課でカウント 7（行政6・児童福祉司1） 20（児童福祉司15・児童心理司4・行政1） 15（児童福祉司10・児童心理司5） 19（社会福祉主事19）
---------------------	---

職員数合計342名

（行政：一般行政職）

■「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」について

- 大阪府では、深刻な児童虐待等権利侵害の訴えに対し、必要な調査、相談、調整を行い、子ども家庭センターと連携して子どもの最善の利益を図ることを目的に、弁護士・医師からなる「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」を設置している。（弁護士配置に準ずる措置として設置）
- 虐待対応においては、一時保護や施設入所措置を行う際に保護者と対立することも多く、法的対応について弁護士相談する件数が増加している。

設置のメリット

- ・各子ども家庭センターに担当弁護士2～3名を配置しており、スムーズな連携が可能。
- ・各子ども家庭センターの担当弁護士に加え、約80名の弁護士と契約しており、担当弁護士が他の契約弁護士に相談することで、より当該相談分野に詳しい弁護士の意見をケース対応に生かすことが可能。
- ・性的虐待事案など、性別に配慮した対応が可能。
- ・月に2回、危機介入援助チーム委員が各子ども家庭センターへ訪問することで、効率的な法的相談が可能。
- ・ベテラン弁護士と若手弁護士がチームで申立書面作成に対応するため、子どもの権利擁護活動に熟知した弁護士を確実に増やすことが可能。

【児童福祉法第12条第3項】

都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

（平成28年10月1日施行）

【児童相談所運営指針第2章第3節】

弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）（平成28年9月29日改正）

<参考：危機介入援助于一△活動実績>

年度	電話相談		面談		家庭・ 機関訪問		センター 定期訪問		申立書・ 鑑定書作成		合計	
	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師
H27	485	13	232	45	111	0	—	—	—	—	828	58
H28	981	15	318	29	159	0	—	—	—	—	1,458	44
H29	459	13	215	27	101	0	71	—	42	27	888	67

子ども家庭センターの人材育成について

新任・新採職員研修および分野別研修

【目的】 初めて子ども家庭センターに配属された職員に対し、子ども家庭センターの業務概要や社会的責務を伝えるとともに、相談支援業務に携わる上で必要となる基本的な知識や考え方、基礎的技術の習得をめざす。

【対象者】 初めて子ども家庭センターに配属された者。

【方法】

- 1 全体研修<講義を中心とする短期集中型研修>
 - 相談支援業務に関する基本的な理解 等
- 2 分野別研修<講義を中心とする各分野の基礎研修（虐待、非行、施設、里親、障がい等）>
 - 各分野に求められる知識・技術等の習得
 - 対象者の理解、相談支援者としての業務の理解

児童福祉司任用後研修

【目的】 子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、「知識」「技術」「態度」の個別到達目標の達成をめざす。

【対象者】 全ての児童福祉司

【方法】 国通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」に基づき、添付のカリキュラムで実施。

科目	細目	開催時期
1 子どもの家庭支援のためのケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接(ロールプレー) ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども、家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 	8月
		11月
		5月
		5月
2 子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接(ロールプレー)	【基礎編】8月～9月頃
		【基礎編】8月～9月頃
3 児童相談所における方針決定の過程	<ul style="list-style-type: none"> ○チームアプローチ ○スーパーバージョン ○ケースカンファレンス(事例検討) ○方針決定のあり方 	【応用編】9月～12月頃
		【応用編】9月～12月頃
4 社会的養護における自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護(被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価) ○社会的養護における持続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	5月～7月頃
		5月～7月頃
		5月～7月頃
		5月～7月頃
5 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○他職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	8月
		8月
		9～10月頃
6 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等 	5月～7月頃
		5月～7月頃
7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識(現状と課題を含む) ○子どもの虐待対応の基本原則(基本事項) ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分離保護・養育・家庭支援) ○子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング) ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題(不登校、非行など) ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例(代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど)の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 	5月～7月頃
		5月～7月頃
		8月
		9月
8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント(アセスメントと支援プラン) ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例(性暴力、物質依存、放火等)の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 	5月～7月頃
		5月～7月頃
障がい相談 ※児童福祉司任用後研修外	障がい相談とその対応について (療育手帳、障がい施設利用を含む)	5月～7月頃
		5月～7月頃